

本庄市訪問型サービス（独自）サービスコード表

※灰色は廃止、水色は新設、黄色は変更

令和6年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1, 176単位	1, 176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割			日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		2, 349単位	2, 349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			日割の場合	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3, 727単位	3, 727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割			日割の場合	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 245/1000加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 182/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 145/1000加算		1月につき	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ	(一) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)	所定単位数の 221/1000加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	所定単位数の 208/1000加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	所定単位数の 200/1000加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	所定単位数の 187/1000加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	所定単位数の 184/1000加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	所定単位数の 163/1000加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	所定単位数の 163/1000加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	所定単位数の 158/1000加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	所定単位数の 142/1000加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	所定単位数の 139/1000加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	所定単位数の 121/1000加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	所定単位数の 118/1000加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	所定単位数の 100/1000加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	所定単位数の 76/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 63/1000加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算			

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。